

入札監理小委員会
第424回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第424回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年9月6日（火）17:15～18:23

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○「西ヶ原研修合同庁舎（仮称）」の管理・運營業務（財務省）

2. 事業評価（案）の審議

○産業財産権研究推進事業（特許庁）

3. 実施要項（案）の審議

○市ヶ谷地区（防衛省）にかかる施設の管理・運營業務（防衛省）

〈出席者〉

（委 員）

古笛主査、小松専門委員、石田専門委員

（財務省）

財務省大臣官房会計課 菅沼課長補佐、栗原専門官、矢崎係長、鈴木係長

（特許庁）

特許庁総務部企画調査課 浜岸企画調整官、山本課長補佐、宮川係長

（防衛省）

防衛省大臣官房企画評価課 島崎部員、利岡係長

防衛省大臣官房会計課 中島班長、吉村班長、古賀専門官、中村係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○古笛主査 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまから第424回入札監理小委員会を開催します。

1件目は、「西ヶ原研修合同庁舎（仮称）」の管理・運營業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、財務省大臣官房会計課、菅沼課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○菅沼課長補佐 では、失礼いたします。財務省会計課の菅沼と申します。よろしくお願いいたします。

○古笛主査 お願いします。

○菅沼課長補佐 それでは、西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず、概要になりますけれども、1ページ目になります。まず施設についてですが、西ヶ原研修合同庁舎につきましては、東京23区内に所在する国の研修機関を移転・集約することにより、研修所としての機能確保及び財政健全化への貢献を図ることを目的として、庁舎の整備が今、進められているところでございます。こちらの庁舎につきましては、平成29年3月末に完成し、財務省への引き渡しを受けて、平成29年4月から庁舎の維持管理を行う予定となっております。

こちらの施設の規模でございますけれども、敷地の面積が1万8,958平方メートル、延べ床面積が2万372平方メートルであり、このうち管理・研修エリアにつきましては地下1階地上5階建て、寄宿舍エリアにつきましては地上6階建ての建物となっております。エリアという言い方をさせてもらったのは、1棟の同じ建物であって、つながってはいるんですけれども、機能がそれぞれ分かれているという面で、エリアという形で表現をさせていただきました。

こちらの西ヶ原研修合同庁舎の完成後は、財務省の財務総合政策研究所研修部と会計センター研修部が使用している財務本省研修所、厚生労働省の白金台分室、及び人事院の国家公務員研修センターがこの施設に移転し、職員等に対し必要な知識及び技能を習得させるための各種の研修等を行うこととなっております。

今回ご審議をいただきます西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務につきましては、この施設の設定の点検、保守、植栽、緑地の管理、清掃、警備等の業務について包括的に管理・運営し、また業務の実施期間を平成29年度から平成31年度までの複数年化することによって、定期的かつ継続的に業務を実施することにより、質の向上と経費の削減が見込まれるということから、公共サービス改革基本方針において、平成27年7月に新規の事業として選定した事業となっております。

では、2ページに参りまして、こちらの公共サービスの内容について説明をさせていただきたいと思います。西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務の業務内容につきましては、

2 ページに記載がございますように、冷暖房設備等の機械設備、電気設備の運転・監視と日常の点検といった業務。また、定期的に行うそれらの設備の保守等について行うこと。また、植栽・緑地等の管理、庁舎の清掃、及び庁舎の警備等の業務を対象として行う予定でございます。

詳細につきましては、2 ページから13ページまで記載がございますが、各業務の細かい内容になりますので、概要につきましてはの説明で省略させていただきたいと思っております。

次に、14ページに参りまして、業務を実施する上でのサービスの質の設定につきまして説明をさせていただきたいと思っております。西ヶ原研修合同庁舎は、新たに建設される庁舎となりますので、参考となります従前の実績といったものがございません。このため、民間競争入札を実施した同種の庁舎の管理・運營業務を行っている他の業務を参考に、測定指標というものを今回作成させていただいておりまして、その指標としましては、研修生及び職員へのアンケートを別紙3によって行いました。

こちらの評価なんですけど、満足・ほぼ満足・普通・やや不満・不満といった5段階評価になっておるんですけども、この5段階評価の普通以上、満足・ほぼ満足・普通の評価の回答が80%以上になるということを経験にすること。また、管理・運營業務の不備に起因する西ヶ原研修合同庁舎における研修業務の中断回数がゼロ回であること。また、管理・運營業務の不備に起因する施設利用者の方々のけがの回数がゼロ回であることといったことを、指標として設定したいと考えております。

この指標の設定によりまして、民間事業者がノウハウ等をもとに創意工夫を行うことによって、包括的な業務の質の向上、業務の効率化、経費の削減等に努め、西ヶ原研修合同庁舎の維持管理に係るサービスの質の向上を期待するものでございます。

次に、18ページの入札参加資格について説明をさせていただきたいと思っております。西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務に係る競争参加資格につきましては、役務の提供等でA等級に格付された事業者が対象となりますが、こちらの業務の競争性を確保するという観点から、1等級下位のB等級に格付された事業者についても参加できることとしたいと考えております。

また、単独では業務の全てを担うことができない事業者については、適正に業務を履行できる複数の企業による入札参加グループで競争に参加できるようにして、さらなる競争性の確保を確保したいと考えているところでございます。

次に、19ページの入札のスケジュールについて説明をさせていただきたいと思っております。西ヶ原研修合同庁舎の民間競争入札につきましては、平成28年12月上旬に官報により公告を行い、同月12月中旬に入札説明会を開催し、総合評価等の入札書類を平成29年2月上旬に提出していただき、2月下旬に落札予定者を決定できるようにしたいと考えております。

なお、西ヶ原研修合同庁舎につきましては、平成29年3月末に完成しまして、財務省へ引き渡される予定となっておりますが、その引き渡しよりも前に設備等の運転に係る業務の引き継ぎを行うことができないこととなっております。このため、業務の引き継ぎにつ

きましては平成29年4月以降、契約締結以降行うこととし、それらについて説明をさせていただきます。

また、各入居官省が西ヶ原研修合同庁舎ができ上がってから移転してくるまでの間、若干期間がございますので、それらの期間については点検、保守、清掃、警備業務等について、必要な業務のみをその期間に実施することとして、仕様書に、各機関に応じた業務の範囲について、明確に記載をさせていただいたところがございます。

では次に、21ページの落札者を決定するための評価基準について説明させていただきたいと思います。西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務につきましては、民間事業者による低廉でありながらも質の高いサービスの実施を求めするため、単なる価格競争ではなく、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して事業者を選定する必要があることから、総合評価落札方式により事業者を選定したいと考えております。

総合評価落札方式の評価項目につきましては、別紙1の評価表によることとし、管理・運營業務の水準が維持される体制となっているか、また実施可能な体制が確保されているか等を必須項目とし、サービスの質の向上に対する具体的な提案がされているか、施設等を適切な状態に保持する工夫がされているか、提案により質の向上が図られるか、またコスト等の改善のための方策があるかといった項目を、加算項目として評価を行い、よりよい提案をした事業者を評価したいと考えております。

次に、これらの競争をする上での必要な情報の開示についてでございます。23ページの情報開示について説明させてもらいたいと思います。

西ヶ原研修合同庁舎は、先ほど説明をさせてもらったところですが、新たに建設をしている庁舎でございますので、従前の実施状況等の情報開示につきましては、既存の情報がございませんので、この庁舎への移転・集約化前の財務本省研修所、白金台分室、国家公務員研修センターの各施設の契約状況等についての情報を開示することとしております。また、既存の施設との比較ができるように、西ヶ原研修合同庁舎との規模の比較ができるよう、各施設の室数、面積の状況についても開示をさせていただきたいと思っております。

以上で、簡単ではございますが、西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務の民間競争入札についての説明とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 これ、新築ですよ。新築だと最初、使い始めていろいろ、特に設備関係なんかは調整が要すると思うんですけども、その辺は管理する業者の人に業務として委託するのもしないのかというあたりはどうなんですか。

○菅沼課長補佐 4月以降、引き継ぎを行うと同時に、できたばかりの設備ですので、各設備の点検……。

○小松専門委員 点検はいいですよ。結局、よく言われているのは、最初設計段階とか施工段階で設定したまま使っていると、あまり効率よくないとか、寒いとか暑いとか、いろいろ出てきちゃうので、それを運転しながら調整していくという作業が要ると言われているんですね。それは誰がやるかというのがはっきりしていないんですけれども、普通はオーナー側でそういうことをやって調整していったって、本格的に運転を始めるということになるんだろうと思うんですけれども、その仕事を管理者にやらせるのかどうかですね。

というのは、これが全く業務内容に書いていないんですよ。点検しなさいとは書いてあるけれども、調整しなさいとか、調整って結構大変なんですよ。温度をはかったりとかいろいろやって、それでバランスをとってという作業になるので、これは点検作業とは別の作業だと思うんですけれども、その辺の責任が、はっきり言うと、最初の設定が悪いとクレームが出てくる可能性があるわけですよ。そのクレームが出てきたときに、それは管理業者の責任だと言うのか、引き渡しを受けた財務省の責任だと言うのか、施工業者の責任にするかどうかは財務省のご判断なんですけれども、あまりないとは思いますが、その辺のことが、特に新築だと出てくるかなと思っているんですけれども、その責任の所在みたいなものを明確にされたほうがいいのかなどは思うんですけどね。

○栗原技術専門官 今回、一般的に引き渡しを受けますと、国土交通省で、特に冷暖房につきましては冷房開始時、それから暖房開始時の調整等は、当然引き渡し後においても最初の調整は行うような形で、通常組み込まれておりますので。

○小松専門委員 それは別途ということよろしいですか。

○栗原技術専門官 工事で作業者がやるという形で。そこは再度確認はさせていただきますが、一般的にそうっております(国土交通省より引渡しに必要な調整は工事期間中に実施する、引渡し後、問題等あれば連絡をいただきたい、との回答があった)。

それと今回、3月末の引き渡しということになっておりますので、4月以降、引き渡しを受けた後に、事業者さんが入った後に、運転方法であるとか、そこは指導するというところで国土交通省とも確認はしております。

○小松専門委員 だからクレームで、要するに満足度調査をやりますよね。そのときの、仮に不満が出たとしたときのクレームの原因を、例えば施工というか、最初の調整が悪くなっているのか、あるいは管理者の責任に帰すべきものなのかという仕分けをきちっとしておかないと、曖昧にしておくともまずいことになるんじゃないかなと懸念をしているという、それだけのことなんですけれども。

○栗原技術専門官 あと、当然初期不良とかもありまして、その辺につきましても国土交通省から、1年点検、2年点検ということで、実際に維持管理をされている方からのいろいろな要望等を踏まえて、それは当然、施工者に問題があるということであれば、その内容についても瑕疵保証の中で対応するという形になっておりますので。

○小松専門委員 仮に利用者の方からクレームが出ても、それがどっちに帰するかは財務省でご判断いただけるということよろしいですね。

- 栗原技術専門官 はい。
- 小松専門委員 わかりました。
- 古笛主査 これは、終了プロセスに移行した財務省本省の研修所のものを、基本的には応用しているというものなんでしょうか。
- 菅沼課長補佐 はい。今回の資料全体についてですが、本省研修所の業務内容、あと、同じ財務本省で税関研修所と関税中央分析所の市場化テストも実施しておりますので、そちらを参考に全体の構成をさせていただいております。
- 古笛主査 わかりました。
- 栗原技術専門官 先ほど税関研修所という話が出たんですが、税関研修所は27年から27、28、29で、現在市場化をやっております。こちらは2回目になっておりまして、1回目のいろいろな意見等を踏まえながら、中のアンケートであるとか運用についても、コメント等をいただいたものを修正しながら、今回のものにさらに反映しているという状況になると思います。
- 小松専門委員 それからもう一つ、これは一応、ほかの省庁の研修所を一緒にするという形なんですけれども、運営は一体でやられるんですか。
- 菅沼課長補佐 施設の管理は一体で行います。ただ、研修の実施内容だとか……。
- 小松専門委員 それはそれぞれがおやりになる。
- 菅沼課長補佐 はい、それぞれが行います。
- 小松専門委員 それともう一つ、これは宿泊棟がありますよね。その中の、例えばベッドメイキングみたいなことはしないということによろしいんですか。
- 菅沼課長補佐 はい。本人たち、研修生……。
- 小松専門委員 が、自分で勝手にやると。
- 菅沼課長補佐 はい。
- 小松専門委員 掃除だけすればいいという。
- 菅沼課長補佐 利用している室内の掃除につきましては、研修生にやっていただきます。
- 小松専門委員 利用している間中は、業者は立ち入らない。
- 菅沼課長補佐 はい。
- 小松専門委員 出ていったときに掃除をしてということですね。
- 菅沼課長補佐 はい。
- 小松専門委員 では、一般のホテルのいろいろな業務みたいなものは発生しないということによろしいですね。
- 菅沼課長補佐 そうですね。退去したときも、基本的にはそれまで利用していた研修生が、まず掃除をして出ていただくというのを基本にしていると。ただ、それだけだと汚れてしまう可能性もございますので、年2回の定期清掃という形で。
- 小松専門委員 そういう形ですか。
- 菅沼課長補佐 はい。

○小松専門委員　じゃ、前の人が汚く使っていると、そこに次に入った人は残念という感じになっちゃうんですけれども。

○菅沼課長補佐　その中で、私どもとしてもできる対応は、確認等はしていきたいと思っ
てはおります。

○小松専門委員　わかりました。

○石田専門委員　同じ資料をお持ちですか。財務本省研修所の過去の契約状況等の推移と
いうことで、平成24から26年度は市場化テストだったので、3年包括にしましたと。終了
プロセスで終わったから単年度契約にして植栽等を分けたら、単年度で分けたほうが安く
なっているということですね。

○栗原技術専門官　そうなんです。

○石田専門委員　そうなんですよね。だから今回も、上がりそうということですか。

○栗原技術専門官　その辺は実際に入札をかけてみないとわからないんですけれども。

○石田専門委員　包括で大きくしてしまうと、限られた業者しか応札できない。

○栗原技術専門官　そうですね。結局は、1つの事業者で全てを賄うということがなかなか
できないので、どこまでを一体で発注するのがいいのかというのは、なかなか難しいと
ころはあるかと思います。比較しますと、基本的には清掃の部分が、分割にしたときに安
くなったという状況にはなっております。

○石田専門委員　過去の市場化テストで学習して単年度一般競争入札にして、結果はよか
った。けれども、新しくなったら市場化テストにせざるを得ないんですかね。

○栗原技術専門官　もともと本来は市場化と同じように、一括で発注をかけようと思っ
ていたんですね。総合評価で。たまたま西ヶ原の工事が延び延びになっておりまして、何年
になるかわからないという部分がありました。

結局、多分27年度単年度で終わるだろうということ、1年の場合に総合評価方式で一
括でやった場合、どうなんだろうと。実際にいろいろ参加した業者さんとヒアリングした
ところ、1年でやった場合に総合評価等で、業者さんの負担もかなり増えると。場合によ
っては参加できないということもございまして、それであれば別々にやったほうがいいだ
ろうということ、たまたま27年はそれぞれ単体で発注したと。それがさらにまた1年延
びてしまって、いろいろ工事のほうで土壌汚染だとか、埋設の部分でいろいろなものが出
てきまして、それで延び延びになって、また1年ということ、そこは1年のほうがいい
だろうということ、27、28年が1年でやっただと。

ただ、いろいろなことを考えますと、例えば発注手続ですとか契約手続は、ばらばらで
やるよりも一体でやったほうが、なおかつ複数年でやったほうが、いろいろなことを考え
れば総合的にいいだろうということ、今回西ヶ原については。

○石田専門委員　27年度も28年度も単年度なのは、西ヶ原の工事が延びてしまったのが理
由なのですね。

○栗原技術専門官　そうなんです。

○石田専門委員 こっちのほうがお得だと思って、やったということではないんですね。
○栗原技術専門官 別に、得とかそういうことでやったわけではない。いろいろ業者さんにヒアリングをしたら、短期間の場合にはいろいろ事務手数料も増えるということで、なかなか参加するあれが難しいという話も伺ったものですから、それであれば単体でやったほうがいいたろうということで、やった次第です。

○石田専門委員 わかりました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会に確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

財務省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(財務省退出)

(特許庁入室)

○古笛主査 大変お待たせいたしました。続きまして2件目は、産業財産権研究推進事業の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

では、特許庁総務部企画調査課、浜岸企画調整官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○浜岸企画調整官 特許庁総務部企画調査課の浜岸でございます。本日は私どもの産業財産権研究推進事業の実施状況についてご報告させていただきます。

まず、本事業の概要につきまして、こちらのカラーのパワーポイントの別紙を用いてご説明させていただきます。

本事業の目的ですけれども、知的財産制度をめぐるグローバルな事業活動の展開に伴い、より複雑化、多様化、高度化する課題等について、将来を担う国内外の研究者による研究を支援するというものでございます。これによりまして、3点ございますが、1点目としまして、国内外の知的財産制度に精通した知的財産研究者の輩出。2点目としまして、国内外の研究者間のネットワーク構築への寄与。3点目としまして、研究成果を活用した我

が国の適切な知的財産制度の設計・構築・運用改善の推進を目指すものでございます。

本事業ですが、右上に書いてありますが、国庫債務負担行為による3カ年の事業ということでございまして、左下に戻りますが、事業は3カ年にわたりまして、1年目は、まず研究者の募集・選定。2年目に、研究者による研究の実施。3年目に、研究者による研究報告の執筆・報告書の作成を実施するというものになります。今回ご報告させていただきますのは、平成26年度開始の事業ということで、この平成26年度からつい先日、平成28年6月まで行われた事業になります。

こちらの別紙の右側に事業イメージというのがございます。本事業ですが、民間競争入札（総合評価落札方式）によりまして、国内外の大学・研究機関とのネットワークを有し、研究者を公正に選定するとともに、深みのある研究を支援することが可能な知見・資産を有している事業者に事業を委託するというものです。

事業の内容は3つございまして、1つは特別研究者事業といたしまして、こちらは我が国、日本の若手の研究者を国内の研究機関において研究に従事させるというもの。2つ目は派遣研究者事業といたしまして、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣して、研究に従事させるというもの。3つ目が招へい研究者事業でして、こちらは外国の研究者を我が国に招へいして、研究に従事させるものということになります。

もとの実施状況報告、資料2に戻りまして、Ⅱの「評価」の「事業の質に関する評価」というところの「研究者の育成」の「実施状況」のところにあります。今ご説明させていただきました一番下の行ですね。本事業では、先ほど3種類ありましたが、特別研究者としまして2名、派遣研究者としまして3名、それから招へい研究者としまして7名を研究に従事させました。

これらの研究者の成果報告ですが、最後に研究成果報告書を作成させるということになっております。招へい研究者につきましては、外国人ですので英文等の任意の言語で執筆させまして、最終的には和訳を作成して報告書を作成するということになっております。また、研究者に共通しますけれども、一般に参加者を募集しまして成果報告会というのを開催しまして、その中で研究成果というのを発表いたしております。

こちらの研究成果報告会ですけれども、その下の「対象項目とその評価」の④にございますが、研究の質の確保というところですね。研究成果報告会において、聴きに来ていただいた聴衆に対してアンケートを実施しております。こちらにつきまして、アンケートを77%の聴衆から回収しまして、そのうち94%から「有益」あるいは「ある程度有益」という評価をいただいております。ここにありますそのほかの対象項目につきましても、右の評価の欄にありますとおり、全て問題なく実施できております。

3ページ目につきまして、民間事業者の創意工夫というところですが、民間事業者の重要な役割として、研究者の研究の進捗管理というのがございまして、こちらは研究日誌を記録させて提出する、あるいは本人との面談等によりまして研究進捗状況を把握しております。また、外国に派遣する派遣研究員等につきましても、派遣期間中に1度、民

間事業者が外国を訪問して研究の進捗について対面で確認する等の進捗管理をしております。

②で評価がございますが、これらの研究員の研究成果というのは、私たちの産業財産権制度の改善に関する検討の基礎として活用されております。また、国際機関でE R I Aという機関がございますが、そちらの特許制度の研究プロジェクトにおいても活用されております。詳細につきましては、その次の表、研究成果と産業財産権制度というところの表をご参照いただければと思います。

また、その次に、実施経費についての評価というのがございますが、26年度の事業は前年度25年度の事業と比べますと、100万円ほど金額が増加しております。こちらは、下のその他の欄にございますが、25年度と26年度とで、研究者の人数が26年度は若干増加しているというところで、経費が増加しております。

最後は5ページ目の評価の総括になりますが、本事業でこれまで研究に従事した研究者というのは、現在さまざまな箇所で活躍されておまして、大学教授、准教授となられまして、国の審議会の委員なども務められている方が多数ございます。このことから、本事業は所期の目的が達成されたということで、今年度28年度から開始されました3カ年事業、28年から30年度をもちまして終了する予定となっております。

以上で私からのご説明を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局から産業財産権研究推進事業の評価（案）についてご説明申し上げます。資料Bをごらんいただきたくお願いいたします。

まず、Iの事業の概要等でございますけれども、基本的には先ほど特許庁からご説明がございましたので、できるだけ省略させていただきますけれども、入札の状況につきましては、今回1者の応札でございました。参考までに、次年度、その次の年度も1者応札でした。その1者が予定価格の範囲内で、かつ総合評価により、一般財団法人知的財産研究所が落札いたしました。ちなみに、この4月より他法人と合併し、知的財産研究教育財団となっております。

次に、IIの評価でございますが、特許庁から提出されました先ほどの実施状況報告に基づきまして、サービスの質の確保や実施経費等の観点から評価を行うものでございます。

確保される質の確保につきましては、人身事故や物損事故が特になかった、研究者の定員割れも特になし、研究成果報告会におけるアンケートの目標以上の回収率と、有益等との評価を得ております。これは1ページの終わりから2ページにかけてでございます。

次に、2ページの下ですけれども、実施経費でございますが、単純に市場化テスト実施前の従前経費と、26年度からの期の実施経費の契約額を比較しますと、約100万円、率にして約0.69%の経費の増となっておりますが、派遣研究者が2名から3名、招へい研究者も

5名から7名に増加しており、その影響にしてはわずかな増加ですので、実質的な削減が図られたということが言えると思われまます。

次に、評価のまとめでございますが、業務の質の面では、先ほどの特許庁の報告や前述のとおり、目標を達成していると評価されると判断されます。民間事業者による創意工夫については、進捗状況の適切な管理、資料作成等への適切な助言や、在外研究員への面談確認などが行われているとされていること。実施経費につきましても先ほど申し上げたとおり、研究員の増がありながら、増加額からしますとわずかでありまますので、実質削減と判断されることを確認しておりまして、公共サービスの質の向上や経費削減のいずれも、一応達成されたものと言えると評価しております。

最後に、今後の方針でございます。本事業の今期の市場化テストでございますが、法令違反等がなかった。外部有識者による実施状況等のチェックを受ける仕組みがある。入札において1者の応札であり、競争性が確保されたとは言えなかった。確保される公共サービスの点については目標を達成している。経費につきましても、これも何度も言いますけれども、増加額が少なく実質削減されたと思われること。こういうことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡの1の(1)の基準の中で、特に③の競争性の確保については、1者応札ということから、満たしておりません。

引き続き市場化テストを実施していくべき内容と言えまますけれども、この事業は現在、平成27年度開始分、平成28年度開始分がそれぞれ3カ年度にわたって進行中ですがけれども、特許庁では所期の目的が達成されたとして、先ほどお話がありましたけれども、それをもって終了するとのことでございます。

事業が終了するということから、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れるということになりますけれども、今までの当委員会の要項審査等の審議を通じ、サービスの質などチェックを受けたことから、現在進行分につきましても、受注民間業者への指導などを通じて公共サービスの質の維持向上を図っていくことを求めるということで、評価のまとめの案とさせていただきます。

事務局からは以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました、事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 資料2の4ページ、5ページに、研究成果とか、研究に従事された方の現在の活動状況が書いてあるんですけども、研究従事年度が平成22年とか23年とかとなっていて、この26年からの事業とは関係のない話なのか、これは何を引用されているのか、ちょっと理解できなかったんですけども。

○浜岸企画調整官 こちらは研究を行った直後にすぐに成果が利用されるというよりは、しばらく時間を置いてから活用されるということもございまますので、ご参考までに過去の

成果というのを入れました。

○小松専門委員 これは類似の事業をずっとやっておられて、その中でこういう成果があって、こういう方々が従事されているということですよ。その説明をきちっと書いていただかないと、この事業でというふうに読んでしまうと、今申し上げたように26年から始まっているはずなのに、何で22年とか平成10年とかという数字が出てくるんだということになるので、それは断りをどこか入れておかれたほうが誤解がないと思いますけれども。

そちらでは当然のことだと思っておられるんでしょうけれども、初めて見る人間にしてみれば、何で26年からの事業なのに、こういう古いが入っているの？ というふうになりますから、注釈を入れられるといいと思いますけれども。

○浜岸企画調整官 実際に26年度の事業としては、28年、今年に報告書が作成されて、まだこれから。

○小松専門委員 成果はまだ上がっていないわけでしょう？

○浜岸企画調整官 そうですね。これから活用されるということで。

○小松専門委員 それなのに、成果が出ていますみたいな話が入っているのが、ちょっと変ですよ。違うといたらちょっとあれでしょうが、連続性があるんだけれども、ただここでは、26年からの事業ということで話をしているわけだから、過去のものであるという類似というか、どういう説明をされるかわかりませんが、過去の成果としてこういうことがあるということをおっしゃっておかないと、資料としては適切じゃないと思います。

○事務局 その辺は注釈を入れたものを、また、出していただくということにさせていただければと存じます。

○小松専門委員 一瞬、あれ？ と思って。

○事務局 申し訳ありません。

○石田専門委員 私も同じなんですけど、ただ、これについては、例えば10年度は2人行って、2人の現職がこうなったのか、あるいは7人行って、そのうち2人なのかがわからず、ちょっと恣意性が感じられるというか、全員じゃないでしょうと。全ての人の現職を書かれたほうが、参考資料としては客観的な気がします。ご活躍されていらっしゃる方がいるかもしれないけれども、この過去の事業がほんとうに生かされたのかどうかというのは、派遣で行った全ての人の現職がないと、ちょっとわからない。

これは参考資料なので、過去のことがわかるようにしていただければいいです。2ページの「対象項目とその評価」の「研究の質の確保」ですが、研究成果報告会でアンケート回収率は70%以上を予定ということですが、この研究成果報告会の参加者人数を教えてくださいませんか。

○浜岸企画調整官 研究成果報告会は、もちろん毎回人数が異なりますが、大体……。

○石田専門委員 今回はこれ、28年6月の分、今回のに限り。

○浜岸企画調整官 大体毎回20人ぐらい。

○石田専門委員 発表者は2名、3名、7名だから、10名じゃないですか。10名の人が、例えば研究成果報告会にお知り合いの人に2人来てねと言ったら、全部身内で20人で、20人で70%でというのはどうなのか。もう終わってしまう事業ですから仕方ないのかという気もするんですけども。また、発表者10人の研究成果を聞いて、3人有益だったと言ったらアンケート結果は有益になるということですよ。それともお一人ずつのアンケートをとっているのか。まとまったアンケートなのか。

○宮川人材育成係長 1人ずつアンケートを取っております。

○石田専門委員 1人ずつ？

○浜岸企画調整官 研究成果報告会は、基本的には1人ずつ行います。

○石田専門委員 1人1回？

○浜岸企画調整官 1人ずつ報告会を開催しております、1人ずつアンケートをとっております。

○石田専門委員 各回みな20人ぐらい？

○浜岸企画調整官 私も毎回参加しているわけではないですが、大体毎回20人ぐらいです。

○石田専門委員 同じ日じゃなくて、違う日にやって。

○宮川人材育成係長 基本的に研究者ごとに別の日程を設定しています。

○浜岸企画調整官 別の日ですね。

○石田専門委員 でも20人ぐらい。

○浜岸企画調整官 やはり研究テーマによって関心ある方が異なりますので、別々に開催しております。

○石田専門委員 聴衆の方の分類というんですかね、どういう人が多いとかというのは。

○宮川人材育成係長 弁理士事務所の弁理士の方や、企業の知財部で実際に特許や商標の実務を担当されている方が参加されています。

○石田専門委員 身内ではない？

○宮川人材育成係長 そうなります。

○石田専門委員 わかりました。でも20人ぐらい。

○小松専門委員 身内もいるでしょうけれども。

○石田専門委員 わかりました。大体、研究成果の報告書というのは、最低何ページ以上とかというのはあるんですか。これ、1年行っているんですよ。こんなに薄かったら嫌ですよ。(笑)

○小松専門委員 こんなには書けないです。(笑)

○宮川人材育成係長 研究成果報告会ときは、研究者の方に大体1時間ぐらいのプレゼンテーションをやっていただいて、年度末に冊子という形で報告書を納品していただきます。

○浜岸企画調整官 研究の内容の概要については、事業者のホームページで一般に公表しております、詳細な本文についてはCD-ROMですね。

○山本課長補佐 DVDだったかもしれませんが何らかの媒体で。

○浜岸企画調整官 媒体で公表しております。

○小松専門委員 研究者で評価なのか、この事業で評価なのかって、よくわからないですけども。そこら辺は逆に言えば難しいですよ。簡単に事業の成果って、評価できないので、学校にすぐ成果を出せみたいと言われるのと同じようなところがあるので、難しさは重々承知しているつもりでございますので。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にはございません。

○古笛主査 事業の評価が何か、研究の評価とわからなくなってしまったんですが、それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(特許庁退出)

(防衛省入室)

○古笛主査 大変お待たせいたしました。3件目は、市ヶ谷地区（防衛省）に係る施設の管理・運営業務の実施要項（案）についての審議を行います。

本案件について、防衛省大臣官房会計課、中島施設管理班長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は20分程度でお願いいたします。

○中島施設管理班長 改めまして、施設管理班長をやっております中島と申します。いつもお世話になっております。よろしく申し上げます。

それでは、本日は実施要項（案）ということで、それにかかわるご審議をいただくという場でございますので、お手元に何点か資料をお配りしております。基本はこちらのA4横の3種類の資料に沿った形でご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

既にご案内のとおりでございますけれども、若干おさらいというところも含めまして、重複をいとわずご説明をさせていただきたいと思っております。

本事業は防衛省の所在する市ヶ谷地区の各施設の管理業務を行うもので、今回につきましては、市場化テストの第3期目ということでご審議をいただいております。3年ごとに28年度まで、2回にわたりテストを行ってございまして、来年4月からは今までのテストや、今までご審議いただいた内容等も考慮しまして、単年度、29年度1年間の発注ということで、今検討を進めているところでございます。

業務内容につきましては、こちらの資料の左手のほうにございます11業務を、今までは

一括で発注していたというところがございます。建築、電気、機械といった設備関係の保守、それから運転・監視、清掃、植栽、廃棄物等の監理、それから警備業務、受付業務といった11業務を一括して発注してございました。これらは共同体の7社で構成された事業者により、業務を現在実施しております。

これらの事業につきましては、ご存じのとおりで、公サ法に基づく質の確保、それから競争性の確保というところが論点になってございまして、これらに基づいて発注をしておりますが、過去2期においてはいずれも1者応札だったというところの問題点がございました。

これらの状況を踏まえまして、下のほうですが、本委員会の議決事項としましては、調達単位の見直し等の検討を行うなど、競争性の改善策を講じつつ、テストを継続しましょうというご指摘をいただいているところでございます。

他方、行政事業レビュー公開プロセスの評価結果というところでございますが、これらにつきましても、競争が機能する発注単位を考えるべきでしょうと。それから、業務の範囲を見直す基準を設けるべきといったご指摘をいただいているところでございます。

これらのご意見を踏まえまして、競争性の改善策における取り組みとして、右のピンクの部分ですけれども、今後こういうふうに進めたいですというところをまとめさせていただいておりますが、28年度につきましては、本事業の知見を有する者から業務範囲等の調査・分析の支援を受けまして、その結果を踏まえ、適切な業務範囲等の見直しを検討していきたいということで、現在行っているところです。

29年度につきましては、いただいたご意見等を踏まえまして、単年度による入札の実施を今、検討してございまして、以下の競争性の改善策を講じる予定でございまして、赤文字のところでございますが、官側の試行的な業務範囲の見直しと、以前もこれはご説明をしておりますが、企画書作成期間ですとか引き継ぎ期間の延長、競争参加資格や有資格者の条件の緩和というものを進めまして、門戸を広げるといったことを改善策として進めていきたいと考えてございます。

30年度以降につきましては、29年度単年度で発注する実績、それから今年度実施いたします検討業務の結果を踏まえまして、30年度以降の3カ年程度の複数年契約によりまして、再度テストを進めていきたいというイメージを持って、今進めているところでございます。

(2)の2ページ目でございます。次期の実施要項において、官側の試行的な業務の見直しというのを今、検討を進めておりまして、真ん中のところに、現行実施要項の業務範囲という11の項目を挙げてございますが、このうち黒文字、赤文字、青文字の3つのグループに分けてできないかということ、今検討しているところでございます。

黒文字については、設備の維持管理、保守といったものがグルーピングとして挙げられているところでございます。赤文字については、清掃・植栽・廃棄物といった業務を一くくりでできないかと。それから、青文字のところにつきましては警備・受付業務ということで、業務の概要につきましては、もう1点参考資料をおつけしております。

青字のタイトルがついている資料でございますが、この1ページ目に各設備の運転・監視、保守、2ページ目に清掃・植栽、3ページ目に警備・受付業務、それぞれの業務の内容について簡単にご説明資料をつけさせていただいております。これを全部読んでいると時間ももたないなので、適宜ごらんいただければと思いますが、基本的には似たような業務ということで、関連性のある業務を一グループにまとめて整理しているところがございます。

業務の見直しのほかですけれども、これは以前からご説明していますとおり、企画書作成期間の延長ということで、工程上は1カ月、従来はやっておるんですが、それを1.5カ月程度に延長していきたいと。

それから、競争参加資格の条件緩和というところで、A等級からAまたはB等級ということで、少し業者さんの範囲を広げましょうと。

それから、有資格者の条件緩和としましては、業務従事者の変更が可能になるようなことを考えていたり、電気設備等の第1種電気工事士の資格を持っている人を少し限定的にしたりといった、ここに書かれているようなことを緩和していきたいと考えているところでございます。

3ページ目ですけれども、その他、今までやっていた業務と、29年度、これからやっていきたいという業務の変更事項、特に改善事項ではないんですが、変更事項ということで挙げさせていただいております。

1点目につきましては、防衛研究所が今回、28年8月に目黒から移転してきております。下の図面につけております黄色く色を塗っている建物、これが今回増えております。これが増えている関係で、業務の範囲が少し広がっているというところ。

それから、業務範囲の見直し等による統括管理責任者の増加というところで、業務を分割している関係で、統括管理責任者が3名に増えていると。

それから、機器更新等による業務内容の増減ということで、今回、監視カメラの更新というのをやっておりましたので、その増減というのが多少出てきております。

あと、その他もろもろ、軽微な部分ではございますが、そういったプラスアルファになっている部分というのが、多少今回出てきているという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、お手元に実施要項（案）として、ちょっと厚目の資料等をおつけしておりますが、この中で、資料の中にページ数が付記されておりますが、実施要項（案）の中にも、今説明した内容については付記しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。例えば条件緩和の部分ですとか、そういったものを全てこの中に織り込んでおりますので、適宜ごらんいただければと考えておるところでございます。

以上で、実施要項のこういった形で来年度進めさせていただきたいというところを簡単にご説明しましたが、この形で先生方のご意見をいただきながら、いかがでしょうかと。ご了承いただければ、この形で進めさせていただきたいと考えてございますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 従前の分割といたしますか、1つにまとめる前は、業務を幾つに分けておられたんですか。

○中島施設管理班長 公サ法の網にかかる前ですか。

○小松専門委員 前ですね。

○中村施設管理係長 約90件です。

○小松専門委員 90？

○中島施設管理班長 はい。

○小松専門委員 90？

○中島施設管理班長 例えば電気設備の点検、機械設備の点検も、全部ばらばらでしたので。ボイラー点検で1つ。

○小松専門委員 設備をまとめたところが大きいわけですね。

○中島施設管理班長 そうですね。件数としては、その比重は大きいので。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 やるとしたら、こんな形でしょうかね。

○小松専門委員 ただ、20億という数字が出ていますけれども、そこを受けられるところというのがどのくらいあるのか、私もよくわからないんですけども、あまり大きいと、どうしても限られてしまうところは出てきますよね。多分、植栽とかそっちは増えると思うんですけども、特に設備関係でどのくらい来てくれるかというところは。

○中島施設管理班長 そこがキーだと思っておるんですが、地区の中で、さらにA地区、B地区という形で分割しようということも検討はしてみたんですが、設備の接続というのがありまして、なかなかそれを分けるというのが難しいかなと。

○小松専門委員 難しいですね。我々もいろいろ見ていると、大きくしちゃうとどうしても1者応札にならざるを得ないところがあって、そこでどう分けるかというのが皆さん苦勞されるんですけども、今回の分は暫定的ということなので、30年度以降、少し成果を期待しているところですけどね。

○古笛主査 この1年でいい方向性というか、何かが見えてくれれば。

○小松専門委員 一応専門家が入って、いろいろ調査をされるということなので、その辺でうまい方向性が見つかると、これからほかの省庁でも同じような問題を抱えていますので、参考になるかなと思っています。

○古笛主査 特に規模の問題は出てきちゃいますね。

○小松専門委員 規模はまとめ過ぎると、どうしても硬直化しちゃいますねというところはありますね。

- 古笛主査 ほかに何か。
- 石田専門委員 確保すべき質については、今までと何か変更点はありますか。
- 中島施設管理班長 特に変えているところはございません。
- 石田専門委員 今まで包括でやっていて細かかったのは、全部3つに分けたと。
- 中島施設管理班長 はい。
- 石田専門委員 現在は共同体7社なんだけれども、やはり3つに分けたんですよ。7つだと細か過ぎる。7つというのは、この11の業務だと、どんな感じで分かれているんですか。植栽は1つとか、植栽は2つとか、7の内訳みたいなものは。点検が2つとかですか。
- 中島施設管理班長 7つのうちの……。
- 小松専門委員 業者ですか。
- 古笛主査 ああ、業者。植栽1、警備1、あと5、そんな感じなんですかね。
- 中島施設管理班長 警備・受付で1社ですね。
- 石田専門委員 警備・受付1社で。
- 中村施設管理係長 清掃・環境保全・廃棄物で1社。植栽で1社。
- 石田専門委員 そうすると、機械が4？ 点検・整備ですよ。
- 中村施設管理係長 あと、建築・電気・機械とかが、それぞれ分野でいろいろ、餅は餅屋で絡んではいるというところがありますね。
- 石田専門委員 そういう分けでなくて、3にした理由というのは、今おっしゃったように3でいいんじゃないのという話だったということですか。
- 中島施設管理班長 ごめんなさい、もう一度。
- 石田専門委員 今、実際にそういう形で7社が共同で受けているわけですよ。単純に競争性が働くんだったら、同じ7くりにしたほうが、同業者がいるんじゃないかと単純に思うんですけども、それを例えば、今のお話だと廃棄物と清掃でしたっけ？ そこが一緒だけれども、今は……。
- 古笛主査 植栽も一緒。
- 石田専門委員 植栽も一緒になっていますよね。
- 中島施設管理班長 個別のことを申し上げれば、例えば枝払いとか剪定とかというのは、どちらかという植栽、植物の管理なんでしょうけれども、例えばそういった後の清掃作業みたいなものも植栽管理のほうに入ってきているので、全く清掃業務と切り離せるかという、完全に切り分けられる状況ではない。そういう意味では、ちょっと近い業務なのかなということで、今一くりにしています。
- 古笛主査 2億ぐらいでしたね。2億3,000万ぐらいですね。一応、予定の経費。そんなに大きくはないので、そこで何か出てきそうな感じもするんですよ。
- 小松専門委員 これは多分、間違いなく来ると思いますね。
- 古笛主査 そうですよ。設備の点検・保守ですかね。

○小松専門委員 これがやはり大きいですよね。それと、電気屋さんには機械はわからないとか、微妙なところがあるので、必ずしも同一業者で全部やれるということではないんですよね。だから、おそらくどこか取りまとめるところはあるにしても、中に入ってくる人たちは、それぞれまた違う人でないといけないということになりますので、そこは微妙ですよね。その取りまとめを誰がするのかというところが、多分一番重要にはなるんですけども。

○中島施設管理班長 業種なり業者さんごとということになってしまうと、以前の90社と何ら変わらなくなってしまうということになるので、なるべく近い業務、近い業務というのはまとめていきたいと。

○古笛主査 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

防衛省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(防衛省退室)